

兵庫県公報

平成28年 1月29日 金曜日 第 2768 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	5
公 告	
○ 事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針の改正（文書課）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	8
○ 政治資金規制法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	11
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	12
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 平成27年度行政書士試験の合格者	14

告 示

兵庫県告示第84号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成23年8月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町広石下の一部（広石下ノ北3—3）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月15日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成24年11月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称

- 南あわじ市松帆古津路の一部（松帆古津路Ⅰ—Ⅳ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆古津路の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月15日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良丙の一部（福良丙Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良丙の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月15日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年8月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿万塩屋町の一部（阿万塩屋町Ⅴ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿万塩屋町の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月15日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年10月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市榎列大榎列の一部（榎列大榎列Ⅰ再調査）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市榎列大榎列の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月15日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成25年6月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（大字長谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神崎郡神河町長谷の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月15日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
赤穂郡上郡町
- (2) 調査を行った期間
平成25年6月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称

上郡町大字山野里及び井上の一部の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
赤穂郡上郡町山野里及び井上の各一部
- (5) 認証年月日
平成28年 1月15日



兵庫県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町須野谷字丸山580、580の1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市殿町字瀧谷二ノ谷97の1、97の11、97の12、字東仙寺127
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第87号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年12月10日から平成28年 1 月 28 日まで
- 3 作業地域
神戸市西区



兵庫県告示第88号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、西日本高速道路株式会社から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 1 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年11月 1 日から同年12月16日まで
- 3 作業地域
姫路市夢前町前之庄



兵庫県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

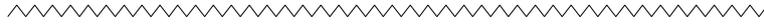
平成28年 1 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
中 瀬 (2)	養 父 市		中 瀬	山ノ神林	130番の一部、146番、147番、148番 1、148番 2、149番の一部、150番から152番まで、153番の一部、154番の一部、155番、149番から152番に至る地先の道路敷の一部、153番地先の道路敷の一部
				ユ リ	1210番の一部
				中瀬上ミ	1240番の一部、1258番の一部、1401番の一部、1402番、1403番、1404番の一部、1406番 2 の一部、1407番 2 の一部、1408番から1412番まで、1413番の一部、1415番の一部、1416番の一部、1417番から1424番まで、1425番 2 の一部、1425番 4 の一部、1426番 2 の一部、1426番 5 の一部、1428番の一部、1430番 1 の一部、1433番、1434番、1450番から1452番までの各一部、1453番 1 の一部、1403番から1404番に至る地先のキシの一部、1401番から1404番に至る地先の道路敷の一部、1410番から1415番に至る地先の道路敷

					の一部、1421番から1422番に至る地先の道路敷、1412番から1415番に至る地先の水路敷の一部、1421番から1430番1に至る地先の水路敷の一部
--	--	--	--	--	--



兵庫県告示第90号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年 1月29日

阪神北県民局長 多 木 和 重

- 1 重要調整池の所在地
三田市テクノパーク42番地
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
三田市
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
三田市三輪2丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名
森 哲 男

公 告

事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針の改正

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第57条第1項の規定により、次のとおり、事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針を改正した。

平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針（平成17年4月1日公告）中第15の次に次の第16を加える。

第16 特定個人情報の取扱い

個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の保護については、同法に基づき定められた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）等によるものとする。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）姫路大津西土井複合施設
所在地 姫路市大津区西土井字井ノ元373番33ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
 - (i) 街並みづくり等への配慮
 - ア 景観法に基づく景観計画区域内の行為届出が必要。
 - イ 屋外広告物条例に基づく許可申請が必要。

(2) 駐車場に関する事項

B棟東側南北方向通路について、南から進入した車が満車時の場合、北側通路が東向き一方通行のため引き返せないことが考えられるため、通行方法を明確にするべきである。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年1月29日から1月間

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ホームセンターコーナン三田ウッディタウン店B棟

所在地 三田市けやき台一丁目1番

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

(1) 青少年の非行防止対策の確保について

青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理に当たっては、警察など関係機関との連携を密にして対処すること。

(2) 騒音・振動の公害防止について

ア 騒音規制法、振動規制法および兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設の設置に関し、設置工事の30日前までに届出すること。

イ 重機を使用する作業に関し、作業開始の8日前までに、特定建設作業実施届を提出すること。

(3) 事業系廃棄物の適正処理について

ア 廃棄物処理法第3条（事業者の責務）の規定に基づき、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化・資源化の推進と市の減量化・資源化施策へ協力すること。

イ 三田市の「事業系ごみの適正処理・減量化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に努めること。

ウ 事業活動に伴って生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）は廃棄物処理法、各リサイクル法に基づき事業者の責任において適正に処理すること。

エ 事業系一般廃棄物の排出量が一定の規模（3t以上/月）を超える場合は減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を行うこと。

オ 事業所の自主的な取組みとして資源物の店頭回収について積極的に推進すること。

(4) 屋外広告物について

ア 屋外広告物を表示設置する場合には、兵庫県屋外広告物条例に定められた許可基準と三田市新市街地景観計画に定められた地区毎の景観形成基準の2つを遵守し、一定規模以上を掲出する場合は許可申請をすること。

イ 三田市景観条例第17条の規定に基づき実施された景観審議会審査部会で付された指摘事項を遵守するとともに、当該立地地域の良好な景観形成に資するよう努めること。

(5) 来店車両の入庫について

来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないようにすること。また、消防活動に支障が生じないように利用者に対する駐車・駐輪ルールの徹底と警備員等による車両の整理整頓の実施をすること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年 1月29日から 1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス山崎南店

所在地 宍粟市山崎町下広瀬104-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により宍粟市から聴取した意見の概要

(1) 交通誘導員の配置

渋滞が予想されるオープンセール期間や特売日等は、交通誘導員を配置するなど、必要な措置を行うこと。

(2) 廃棄物の処理

廃棄物の処理に関して、再生利用、減量に努め、収集において適切な時間に回収し、確実に処理施設に運搬すること。また、周辺の住民に配慮し、清潔さを保持すること。

(3) 騒音、悪臭の対策

騒音や悪臭について、予測値だけで判断せずに稼働時には実測するなど、規制値を超過することがないように対応すること。

(4) 埋蔵文化財包蔵地の照会

事前に埋蔵文化財包蔵地の有無を把握し、事後の対応に備えること。

(5) 排水

雨水排水等が周辺の農業用水路に流入する場合は、周辺地域と協議の上、地元農会の同意を得ること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年 1月29日から 1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市社字堂山413番6

同 市社字広野347番6

同 市社字成国420番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市王子町868番地の1

有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗

3 許可年月日及び許可番号

平成27年 5月 1日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-4号（27加東）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成28年 1 月 29 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

ア 法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	届出年月日
おおさか維新の会参議院兵庫県選挙区第 1 支部	清 水 貴 之	藤 野 扶 季 子	西宮市両度町 6-31 プラザ北口 201	参議院議員	平成27年12月14日

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
兵庫維新の会	清 水 貴 之	中 野 郁 吾	神戸市中央区北長狭通 4-7-1 元町駅前ビル 2 階東号	平成27年12月28日

備考 兵庫維新の会は、おおさか維新の会の支部として届出があったものである。

(2) その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
橋本健後援会	橋 本 健	橋 本 健	神戸市中央区中山手通 2-24-1-418	平成27年12月28日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
維新の党兵庫県総支部	井 坂 信 彦	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区八幡通 4-2-14 トロア神戸ビル 4 階	平成27年12月17日
			旧	神戸市中央区北長狭通 4-7-1 元町駅前ビル 2 階東号	
		代表者の氏名	新	井 坂 信 彦	平成27年12月17日
			旧	清 水 貴 之	
		会計責任者の氏名	新	高 山 晃 一	平成27年12月17日
			旧	大 西 勝 一	
社会民主党兵庫県第 8 支部連合	宮 城 亜 幅	代表者の氏名	新	宮 城 亜 幅	平成27年 4 月 1 日
			旧	小 柳 久 嗣	
社会民主党兵庫県第 6 支部連合	梶 川 美 佐 男	主たる事務所の所在地	新	宝塚市平井 1-6-7 ピアハイツ105号	平成27年12月10日
			旧	川西市萩原台東 1-275-3	

		代表者の氏名	新 旧	梶川 美佐男 古谷 仁	平成27年12月10日
社会民主党兵庫県 連合	梶川 美佐男	会計責任者 の氏名	新 旧	岡本 薫 古谷 仁	平成27年12月 1日
自由民主党加西支 部	大豊 康 臣	代表者の氏名	新 旧	大豊 康 臣 小田 毅	平成27年12月 9日
自由民主党兵庫県 倉庫支部	若松 康 裕	代表者の氏名	新 旧	若松 康 裕 森本 啓 久	平成27年11月18日
自由民主党兵庫県 第二選挙区支部	山本 敏 信	主たる事務所 の所在地	新 旧	神戸市北区藤原台北町2-11- 6 神戸市北区八多町上小名田157	平成27年12月 3日
民主党兵庫県総支 部連合会	水岡 俊 一	会計責任者 の氏名	新 旧	向山 好 一 岸口 実	平成27年12月11日
民主党兵庫県第12 区総支部	水岡 俊 一	政治団体の名称	新 旧	民主党兵庫県第12区総支部 民主党兵庫県第12総支部	平成27年12月11日
民主党兵庫県第2 区総支部	水岡 俊 一	会計責任者 の氏名	新 旧	向山 好 一 大谷 光 洋	平成27年12月11日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
明日の須磨を創る 会	崎元 祐 治	主たる事務所 の所在地	新	神戸市須磨区北落合6-3-1 -1301	平成27年11月 9日
			旧	神戸市須磨区大田町2-2-7 ハイバレーレジデンス1階	
池田けい子はげま す会	水岡 俊 一	主たる事務所 の所在地	新	三田市高次1丁目1-10C- 307	平成27年11月 8日
			旧	三田市南が丘2-3-23 上谷 ビル1F	
伊藤めぐみはげま す会	伊藤 めぐみ	主たる事務所 の所在地	新	神戸市北区山田町下谷上字かん じゃ11-3	平成27年 5月28日
			旧	神戸市北区日の峰1-17-B 210	
大路ひさし後援会	大路 美 郎	主たる事務所 の所在地	新	加古郡稲美町中村1471	平成27年12月 1日
			旧	加古郡稲美町中村1472	
		代表者の氏名	新	大路 美 郎	平成27年12月 1日
			旧	宮本 照 夫	
小野章二後援会	中野 兼 助	代表者の氏名	新	中野 兼 助	平成27年12月28日
			旧	金子 信 明	
河田くりすけ後援 会	河田 公利助	政治団体の名称	新	河田くりすけ後援会	平成27年12月24日
			旧	稲美クリの木の会	
北区にみなみ風は こぶ会	吉田 寿 子	主たる事務所 の所在地	新	神戸市北区若葉台3丁目18-26	平成27年 3月31日
			旧	神戸市北区鈴蘭台北町9-6- 2	
さきもと祐治後援 会	小巻 建 一	主たる事務所 の所在地	新	神戸市須磨区北落合6-3-1 -1301	平成27年11月 9日
			旧	神戸市須磨区大田町2-2-7 ハイバレーレジデンス1階	

笹野真由美後援会	川 口 廣 航	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	岡 村 裕 策	平成26年11月10日
			旧	本 行 清	
島山清史後援会	島 山 清 史	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区大池町2-3-7 オルタンシア1F	平成27年11月24日
			旧	神戸市須磨区永楽町3-1-18 -206	
杉本みつあき後援会	池 田 月 雄	代表者の氏名	新	池 田 月 雄	平成27年9月15日
			旧	藤 本 恵	
		会 計 責 任 者 の 氏 名	新	杉 本 桃 代	平成27年9月15日
			旧	杉 本 正 博	
壮新会	五 島 壮一郎	代表者の氏名	新	五 島 壮一郎	平成27年11月9日
			旧	五 島 壮	
創政ひょうご	羽田野 求	会 計 責 任 者 の 氏 名	新	西 山 治 男	平成27年12月18日
			旧	小 無 啓 司	
谷川真由美後援会	葛 原 久 志	代表者の氏名	新	葛 原 久 志	平成27年12月1日
			旧	清 水 定 実	
とだ徳一後援会	神 崎 和 則	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区住吉宮町3-13-8-101	平成27年12月25日
			旧	神戸市東灘区住吉宮町3-15-8	
東灘区を元気にする会	神 崎 和 則	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区住吉宮町3-13-8-101	平成27年12月25日
			旧	神戸市東灘区住吉宮町3-15-8	
日村豊彦後援会	日 村 豊 彦	主たる事務所の所在地	新	豊岡市出石町柳30	平成27年12月18日
			旧	豊岡市中央町7-2	
光田あまね事務所	光 田 あまね	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区港島中町3-145-1008	平成27年12月14日
			旧	神戸市中央区八幡通4-2-14 トリア神戸ビル4階	
森田まさかず後援会	三 輪 史 郎	代表者の氏名	新	三 輪 史 郎	平成27年12月6日
			旧	森 田 邦 彦	
森ゆき子後援会	菊 池 恵 躬 子	代表者の氏名	新	菊 池 恵 躬 子	平成27年12月1日
			旧	白 石 昭	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党兵庫県川西市・川辺郡第一支部	加 茂 忍	平成27年12月3日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
愛相会	浜 田 愛 弥	平成27年10月21日
井上津奈夫後援会	大 西 順 治	平成27年12月20日
うたふさ太志後援会	歌 房 保 彦	平成27年12月24日

上原みなみ後援会	吉 田 寿 子	平成27年11月 5日
太田清幸後援会	川 口 廣 航	平成27年12月 4日
大脇和代後援会	岸 野 和 夫	平成27年12月 7日
北区にみなみ風はこぶ会	吉 田 寿 子	平成27年10月10日
元気な三田を創る会	竹 内 英 昭	平成27年12月17日
さえき直之後援会	佐 伯 直 之	平成27年12月25日
笹野真由美後援会	川 口 廣 航	平成27年12月 4日
杉本ちさと後援会	高 島 昭 典	平成27年12月 7日
創政ひょうご	羽田野 求	平成27年12月18日
竹内ひであき後援会	大 西 勲	平成27年12月17日
21世紀をひらく兵庫県政連合	石 井 亮 一	平成27年12月 1日
橋本健後援会	橋 本 健	平成27年12月28日
林実後援会	阪 部 茂 和	平成27年12月28日



兵庫県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成28年 1月29日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊 藤 めぐみ	神戸市議会議員	伊藤めぐみはげます会	神戸市北区山田町下谷上字 かんじゃ11-3	平成27年12月21日
五 島 壮一郎	兵庫県議会議員	壮新会	姫路市広畑区北河原町18-1	平成27年11月 9日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	異動年月日
崎 元 祐 治	明日の須磨を創る会	主たる事務所の所在地	新 神戸市須磨区北落合6-3-1-1301	平成27年11月 9日
			旧 神戸市須磨区大田町2-2-7 ハイパレーレジデンス1階	
島 山 清 史	島山清史後援会	主たる事務所の所在地	新 神戸市須磨区大池町2-3-7 オルタンシア大池1F	平成27年11月24日
			旧 神戸市須磨区永楽町3-1-18-206	

日 村 豊 彦	日村豊彦後援会	主たる事務所の所在地	新	豊岡市出石町柳30	平成27年12月18日
			旧	豊岡市中央町7-2	
光 田 あまね	光田あまね事務所	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区港島中町3-1-45-1008	平成27年12月14日
			旧	神戸市中央区八幡通4-2-14 トロア神戸ビル4階	

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
五 島 壮	壮新会	平成27年11月9日
竹 内 英 昭	元気な三田を創る会	平成27年12月17日
橋 本 健	橋本健後援会	平成27年12月28日
吉 田 寿 子	上原みなみ後援会	平成27年11月5日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫 県 公 安 委 員 会 告 示 第 29 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年1月29日

兵庫 県 公 安 委 員 会

委員長 辰 馬 章 夫

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成28年3月7日（月）から同月14日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成28年3月10日（木）から同月14日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、3月14日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成28年2月8日(月)から同月19日(金)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(8) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

- (イ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (ロ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成27年度行政書士試験の合格者

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事からの委任に係る平成27年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年1月29日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

試験地 兵庫県

受験番号

5510003	5510021	5510025	5510026	5510027	5510044	5510057	5510075	5510090
5510096	5510097	5510099	5510106	5510107	5510109	5510111	5510112	5510123
5510124	5510129	5510139	5510150	5510159	5510166	5510171	5510177	5510179
5510182	5510183	5510189	5510196	5510200	5510208	5510218	5510236	5510238
5510240	5510245	5510248	5510254	5510265	5510279	5510283	5510287	5510288
5510314	5510325	5510335	5510343	5510349	5510352	5510358	5510364	5510371
5510375	5510376	5510380	5510384	5510385	5510391	5510392	5510403	5510405
5510412	5510413	5510415	5510417	5510433	5510437	5510441	5510462	5510473
5510475	5510487	5510492	5510504	5510505	5510522	5510531	5510532	5510541
5510544	5510545	5510553	5510559	5510566	5510575	5510577	5510579	5510583
5510584	5510595	5510599	5510602	5510603	5510615	5510619	5510637	5510639
5510643	5510647	5510651	5510654	5510660	5510664	5510670	5510671	5510672
5510690	5510693	5510695	5510701	5510702	5510706	5510707	5510710	5510717
5510720	5510731	5510735	5510737	5510760	5510763	5510766	5510776	5510792

5510795	5510801	5510806	5510824	5510831	5510837	5510838	5510839	5510840
5510846	5510847	5510853	5510862	5510864	5510878	5510880	5510882	5510891
5510912	5510914	5510916	5510938	5510939	5510940	5510950	5510952	5510954
5510956	5510958	5510983	5510993	5510999	5511006	5511015	5511022	5511025
5511029	5511034	5511035	5511038	5511039	5511040	5511044	5511048	5511050
5511051	5511055	5511060	5511072	5511082	5511088	5511096	5511103	5511148
5511151	5511172	5511183	5511192	5511206	5511230	5511232	5511233	5511241
5511246	5511247	5511253	5511256	5511284	5511292	5511309	5511310	5511314
5511323	5511335	5511336	5511341	5511355	5511356	5511364	5511371	5511402
5511415	5511417	5511431	5511450	5511462	5511465	5511472	5511473	5511478
5511487	5511490	5511492	5511494	5511497	5511499	5511514	5511520	5511529
5511531	5511537	5511548	5511559	5511561	5511572	5511594	5511624	5511627
5511647	5511650	5511655	5511656	5511688	5511692	5511693	5511694	5511705
5511724	5511725	5511734	5511748	5511753	5511761	5511773	5511793	5511797
5511818	5511827	5511828	5511836	5511842	5511850	5511852	5511874	5511875
5511907	5511918	5511984	5511985	5520003	5520005	5520008	5520009	5520010
5520024	5520028	5520035	5520049	5520058	5520089	5520097	5520109	5520131
5520137	5520138	5520140	5520142	5520145	5520150	5520159	5520165	5520169
5520173	5520179	5520184	5520188	5520190	5520194	5520199	5520227	5520241
5520249	5520265	5520279	5520288	5520303	5520315	5520348	5520362	5520377
5520378	5520380	5520403	5520410	5520421	5520430	5520447	5520459	5520462
5520471	5520477	5520489						

以上318名